

県内ものづくり中小企業の魅力発信業務委託 公募仕様書

1 委託業務名

県内ものづくり中小企業の魅力発信業務委託

2 事業目的

県内ものづくり中小企業の技術人材不足が深刻化しており、その要因として大企業に比べ認知度が低いことがあげられている。

そのため、県内ものづくり中小企業が持つオンリーワンの技術など特色のある企業の魅力を、テレビやラジオ、SNS等、複数の媒体を使って広く情報発信することで、若者や親世代の認知度の向上を図り、将来、県内ものづくり中小企業で働くことを志望する人材を一人でも多く生み出すもの。

3 委託業務内容

県内ものづくり中小企業の魅力発信のためのテレビ・ラジオ番組等の制作・放送やSNS等を活用したプロモーションに係る全ての業務。

○主な対象（ターゲット）

中学生、高校生、保護者

(1) 番組の制作

ア 番組内容

- ・県内ものづくり中小企業が持つオンリーワンの技術など特色のある企業の魅力を紹介し、番組を観た中高生が、将来、県内ものづくり中小企業で働きたいという気持ちを抱くような番組であること。
- ・認知度の向上を図る観点から、複数の広報媒体や番組を使用して紹介すること
- ・番組は学生がレポートするなど、学生の視聴を意識した工夫をすること。
- ・学生や保護者の視聴率が高い番組内で紹介するなどの工夫をすること。

イ 紹介する企業数

- ・テレビ、ラジオ、SNS等の複数の媒体を使用して延べ30社程度を紹介すること
- ※1社をテレビ、ラジオで紹介した場合は2社とカウント

(2) プロモーション

視聴率等を上げるための取組をすること（以下、例示）

- ・地元タレントを起用したポスターによる情報発信
- ・地下街等のデジタルサイネージによる情報発信
- ・テレビCM（5秒、15秒）、ラジオCM（20秒）による情報発信
- ・ニュースサイトやSNS（YouTube、TikTokなど）による情報発信 等

4 企画提案を求める事項

以下の項目について企画提案書を作成するものとする。なお、提案にあたっては、統計情報や各種調査レポート、自社の業務実績など、できる限り客観的なデータを用いた説明に努めるものとする。

(1) 広報媒体や番組等

使用する広報媒体や放送する番組、放送時期を具体的に提案すること。なお、その際、その有効性等も併せて示すこと。

また、放送期間については、期間の長短に関わらず効果的となるよう、総合的に検討のうえ提案すること。

(2) 番組の企画

番組の企画は、以下の点を踏まえて提案すること。また、使用する媒体ごと、放送する番組ごとに示すこと。

- ① 「県内ものづくり中小企業」のフォーカスの仕方を工夫すること
- ② 「県内ものづくり中小企業で働きたい」という気持ちを引き出させること
- ③ 学生やその保護者に興味を持って観て聴いてもらえる内容であること、

(3) 具体的なプロモーションの内容

提案者が効果的と考える具体的な視聴率等上げるための取組の内容、実施時期を提案すること。その際、その有効性、効果等を示すこと。

(4) 独自提案事項

業務を実施するにあたり、提案者が上記以外の事柄で、必要、効果的と考える事柄があれば積極的に提案すること。

(5) 見積価格

業務の実施に必要な経費の総額及び内訳を明らかにした見積を示すこと。

5 実施期間

契約締結の日から令和7年3月31日(月)まで

6 実績報告

委託業務完了の日から起算した10日を経過した日または令和7年3月31日(月)のいずれか早い日までに、事業実績報告書(様式は任意)を提出して検査を受けること。

事業実績報告書には次の項目を含まなければならない。

- ・委託業務の実施内容
- ・委託業務の成果物(目録化すること)
- ・委託業務収支決算(計算)書
- ・委託業務に係る支出の費目別内訳
- ・その他、事業実施の説明に必要と考えられる資料

7 委託業務限度額

9,900千円以内（消費税及び地方消費税を含む）

8 業務実施にあたっての留意事項

- ・業務実施に関わる協議を行った場合は、受託者がその都度議事録を作成し提出する。
- ・業務運営にあたっては、個人情報の管理に十分注意するとともに、業務上知りえた情報を漏洩してはならない。本業務終了後においても同様とする。
- ・本業務の遂行において必要な取材等に際して、受託者は事前に該当施設や取材対象者の許可を得ることとする。また、取材時に撮影した写真・映像等に映り込んだ施設見学者や施設関係者の画像の掲載許諾についても受託者において行うものとする。
- ・本業務により得られた成果物及びその著作権は肖像権の許諾の範囲内において全て県にあるものとする。（成果物については、契約終了後も使用することを想定）
- ・本業務に係る帳簿及び証拠書類については、委託事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。
- ・本仕様書に記載する事項のほか、業務目的の遂行のために有効な方法がある場合は積極的に提案すること。
- ・その他、本仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者で協議の上、決定するものとする。